

つくば市における総合評価方式（特別簡易型）の  
試行に関する運用ガイドライン

令和6年（2024年）3月

つくば市

## はじめに

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。平成26年6月に品確法が改正され、現在及び将来のインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が目的として追加されたところである。さらに、令和元年6月の法改正により、近年頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上の具体的な取組などが発注者あるいは受注者の責務として規定されたところである。

また、品確法第9条第1項に基づく、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和元年10月に変更され、品確法第22条の規定に基づく「発注事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）についても、品確法の改正に伴い令和2年1月に改定されたところである。

本書は、つくば市の発注工事について、品確法、基本方針及び運用指針に基づき、将来にわたり公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価方式（特別簡易型）の試行に際しての運用ガイドラインを示したものである。本ガイドラインを参考に、品確法、基本方針及び運用指針の趣旨に鑑み、適切に運用できるように努めるものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の試行結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

# 目 次

1	総合評価方式の概要	
(1)	総合評価方式の意義	1
(2)	総合評価方式の種類	2
(3)	総合評価方式による落札者の決定方法	2
2	総合評価方式の実施手順	4
3	総合評価方式の適用の目安	5
4	評価基準の設定	5
(1)	評価項目一覧	6
(2)	評価項目と配点（基本形）	7
(3)	評価項目と評価基準	8
5	評価基準の基本例	
(1)	市内業者のみを入札参加者とする場合	11
(2)	市外業者を含め入札参加者とする場合	14
6	学識経験者からの意見聴取	17
7	自己採点方式における審査・評価方法	18
8	評価内容の担保	19
9	低入札価格調査制度の適用	19
10	入札情報の公開	19

(令和4年(2022年)4月1日策定)

(令和5年(2023年)4月1日改定)

(令和6年(2024年)3月15日改定)

## 1 総合評価方式の概要

### (1) 総合評価方式の意義

公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請企業や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

このような背景を踏まえ、品確法では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が挙げられている。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うことで品質の向上に努め、落札者の決定においては、価格に加えて地域貢献等を含め、総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の活用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減、交通渋滞対策・環境対策・事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術的競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

## (2) 総合評価方式の種類

市町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして市町村向け簡易型（以下「特別簡易型」という。）が挙げられる。

特別簡易型総合評価方式とは、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格により評価を行う方式である。

市町村では、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていないという実態がある中で、特別簡易型総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度を評価し、地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としており、また地域の視点からは、現地条件の熟知、災害時の地域貢献等、地域に精通し貢献している企業が工事を実施することにより、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受することも期待できる。

なお、つくば市においては定量化された評価項目で、評価が比較的容易である「特別簡易型」で試行的に行うこととする。

## (3) 総合評価方式による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内での価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高いものを落札候補者とし、その後の入札参加資格要件の事後審査を経て落札者とする。

また、評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

### 【除算方式の考え方】

- |  |
|--|
| <p>①企業の技術力、信頼性、社会性や技術提案された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価</p> <p>②価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価<br/>技術評価点 = (標準点 + 評価点) / 入札価格</p> <p>③入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、総合評価点の最も高いものを落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価</p> |
|--|

①評価値の算出方法

評価値＝技術評価点／入札価格＝（標準点＋評価点）／入札価格

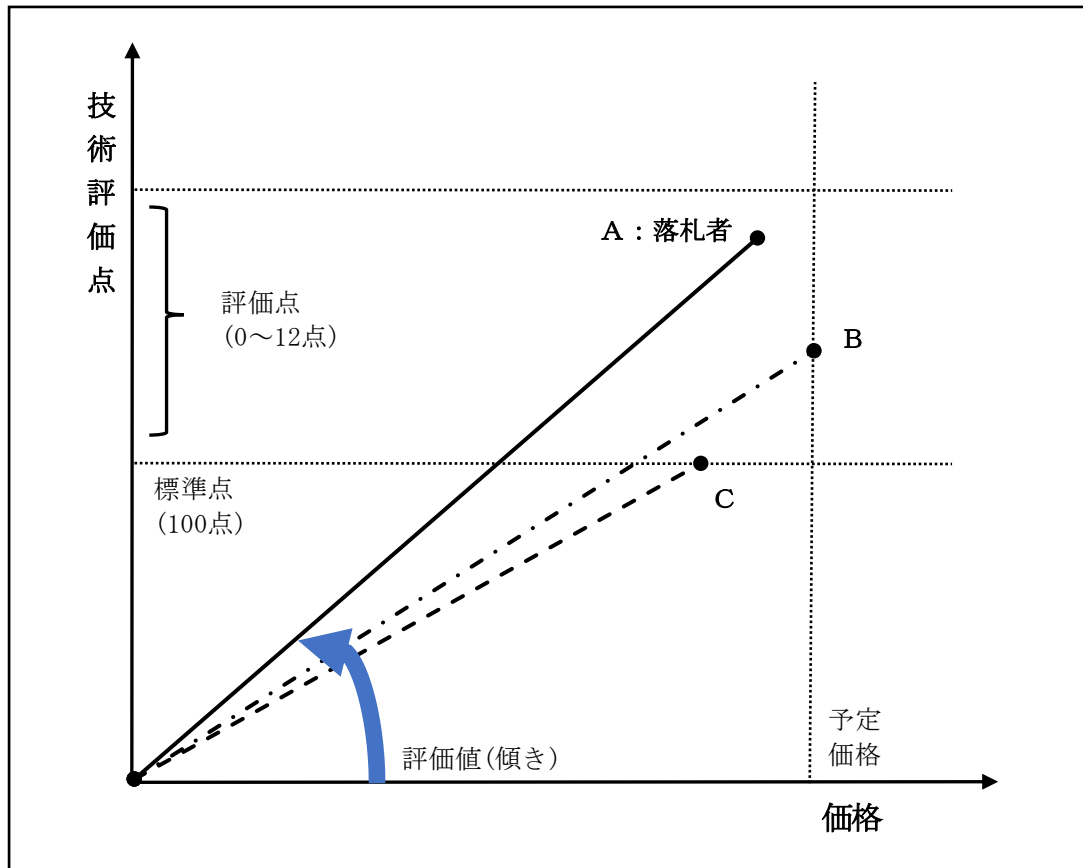
※標準点は100点とする。

②計算例

	入札価格	評価点	評価値
A社	5,900万円	10.0点	$(100+10.0) \div 5,900万 \times 100万 = 1.864$ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">落札</span>
B社	6,000万円	5.0点	$(100+ 5.0) \div 6,000万 \times 100万 = 1.750$
C社	5,800万円	0.0点	$(100+ 0.0) \div 5,800万 \times 100万 = 1.724$

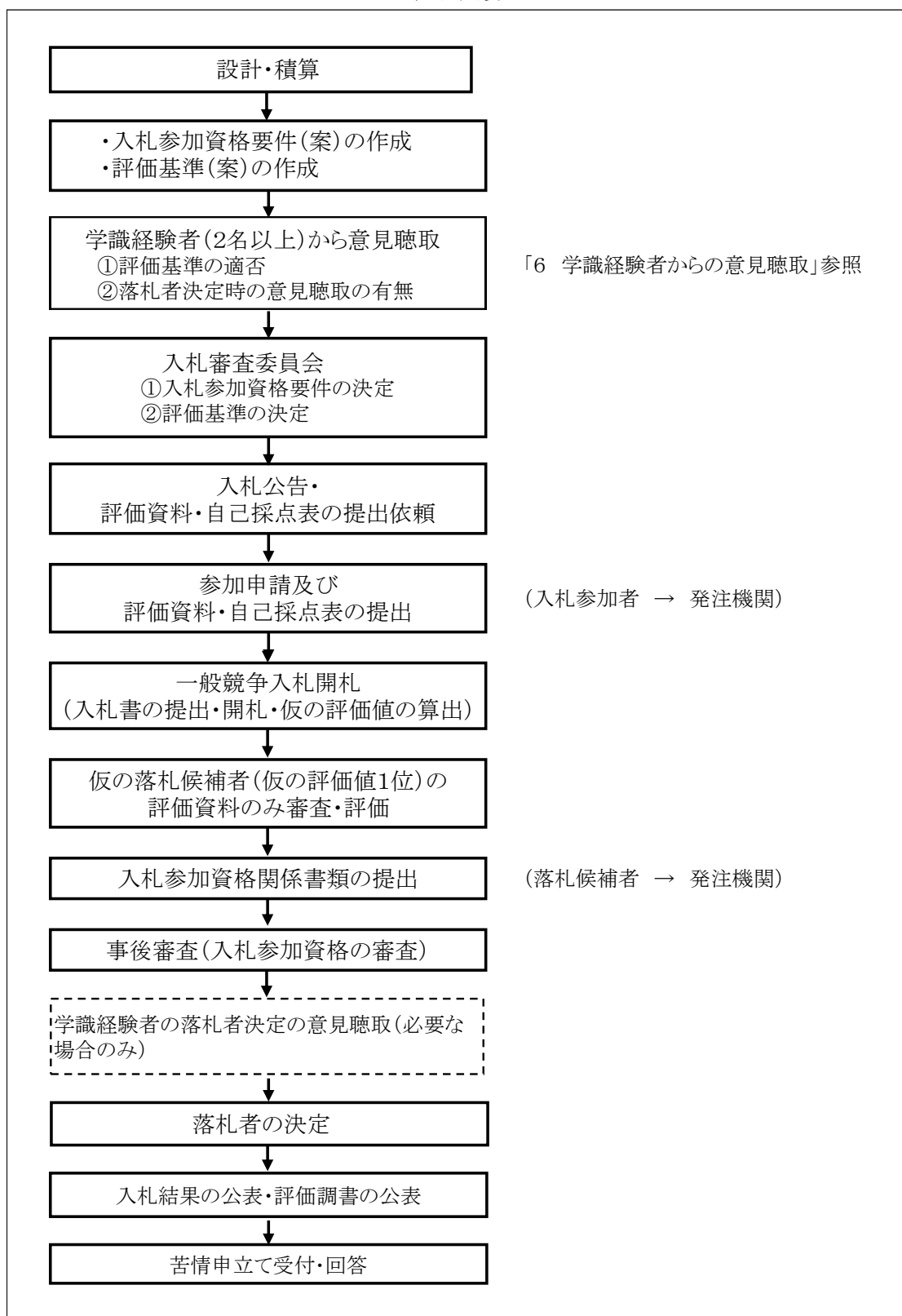
※評価値は小数点第3位止めで算出する。ただし、小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値を算出する。

【評価値と技術評価点・価格の関係イメージ図】



## 2 総合評価方式の実施手順

特別簡易型



### 3 総合評価方式の適用の目安

総合評価方式により入札を行う対象となる建設工事は、公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等の評価と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事とする。

なお、現在は試行的に実施中であり、実施件数が少ないことから、より多くの工事の種類や価格の規模で試行していくこととする。

### 4 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算し評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事実施によって影響を受ける周辺住民や、整備される公共施設の利用者、ひいては市民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとする。なお、評価基準の内容や数について制限は設けないが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々角度からの検証・考慮を行い、評価項目や配点を設定することとする。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の工事の特性に応じ技術的観点から必要な条件を具体的に設定することとする。



(1) 評価項目一覧

評価項目		市内型	市内外型
企業の施工能力	工事成績	◎	◎
	企業の施工実績	◎	◎
	優良工事の受賞	◎	◎
配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の施工経験	◎	◎
	配置予定技術者の保有資格	○	○
	登録基幹技能者の配置	○	○
地域貢献度	災害協定締結の有無	◎	◎
	地域活動（ボランティア）の実績	◎	◎
	女性又は若手技術者の配置	◎	◎
	企業の新規雇用実績	○	○
	つくば市消防団への入団状況	○	○
地域精通度	地域内拠点の有無	○	◎
その他	各工事で設定する独自要件	○	○

(注) 市内型：市内事業者のみを入札参加者とする場合

市内外型：市外事業者を含め入札参加者とする場合

◎基本項目：総合評価方式の基本となる項目

○選択項目：当該工事において、条件の合った評価項目がある場合、設定  
ができる項目

(2) 評価項目と配点（基本形）

評価項目		市内型	市内外型
企業の施工能力	工事成績	3.0	3.0
	企業の施工実績	1.0	1.0
	優良工事の受賞	2.0	2.0
配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の施工経験	1.0	1.0
	配置予定技術者の保有資格	－ (1.0)	－ (1.0)
	登録基幹技能者の配置	－ (1.0)	－ (1.0)
地域貢献度	災害協定締結の有無	1.0	1.0
	地域活動（ボランティア）の実績	1.0	1.0
	女性又は若手技術者の配置	1.0	1.0
	企業の新規雇用実績	－ (1.0)	－ (1.0)
	つくば市消防団への入団状況	－ (1.0)	－ (1.0)
地域精通度	地域内拠点の有無	－ (1.0)	1.0
その他	各工事で設定する独自要件	－ (1.0～)	－ (1.0～)
合計		10.0～16.0	11.0～16.0

(注) 市内型：市内事業者のみを入札参加者とする場合  
 市内外型：市外事業者を含め入札参加者とする場合

### (3) 評価項目と評価基準

#### ①工事成績評定

過去の当該発注工事と同一業種（29 業種）の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下切り捨て）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 2 ヶ年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）に完成したつくば市発注の同一業種の工事とする。

なお、対象となる評定点がない場合は評価点を 0 点とみなす。

#### 【評価対象業種（29 業種）】

土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート工事、石、屋根、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

#### ②企業の施工実績

同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 10 ヶ年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）において完成した一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録された同種工事及び類似工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

#### ③優良工事の受賞

国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰（共同企業体の構成員としての受賞を含む）の受賞の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 5 ヶ年度における受賞とする。なお、国、県又はつくば市で同年に表彰を受けた場合は、各々を 1 回として評価する。

共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの受賞実績でよい。ただし、2 回以上の受賞実績については同一構成員の受賞に限る。

#### ④配置予定技術者の施工経験

同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 10 ヶ年度（ただし、評価対象工種によってはこの限りではない。）において完成した CORINS に登録された同種工事及び類似工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

#### ⑤配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定める。

#### ⑥登録基幹技能者の配置

当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。

評価の対象は、登録基幹技能者の配置であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。職種を複数指定した場合は、いずれかの職種の配置でよい。

#### ⑦災害協定締結の有無

つくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。

当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。

#### ⑧地域活動（ボランティア）の実績

つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。

ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。

#### ⑨女性又は若手技術者の配置

当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上継続して雇用関係がある者とする。

また、主任技術者又は監理技術者については、当該工事の主任技術者又は監理技術者の資格を有する女性又は若手技術者（有資格者）を配置する場合に評価する。

評価の対象とする主任（監理）技術者の資格要件は、建設業法第7条第1項第2号、同法第15条第1項第2号に規定する資格とする。

#### ⑩企業の新規雇用実績

従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度の開始日以降に、正規雇用（原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイム勤務で、期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。

また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時時点で35歳未満の者とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい。

#### ⑪つくば市消防団への入団状況

つくば市消防団の団員の雇用の有無により評価する。

評価の対象は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上継続して雇用関係がある者とする。

#### ⑫地域内拠点の有無

本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。

## 5 評価基準の基本例

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、工事内容や入札参加要件等を勘案し、必要に応じ以下の基本例を修正の上、設定すること。

### (1) 市内業者のみを入札参加者とする場合

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 過去の工事成績評点（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の平均点により評価する。 評価の対象とする工事は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までに完成したつくば市発注の全ての〇〇工事とする。 <b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	3.0点	82点以上	3.0点
		81点以上82点未満	2.5点
		80点以上81点未満	2.0点
		79点以上80点未満	1.5点
		78点以上79点未満	1.0点
		78点未満又は評価対象工事無し	0点
<b>イ 優良工事の受賞</b> 直前5年度間における国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。 評価の対象は〇〇年度から〇〇年度までにおける受賞とする。	2.0点	4回以上の受賞有り	2.0点
		3回の受賞有り	1.5点
		2回の受賞有り	1.0点
		1回の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点
<b>ウ 災害協定締結の有無</b> 参加申請の締切日現在におけるつくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。 当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。	1.0点	協定の締結有り	1.0点
		協定の締結無し	0点

<p>エ 地域活動（ボランティア）の実績</p> <p>つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年度及び〇〇年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。</p> <p>ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。</p>	1.0点	「5回以上」かつ「各年度1回以上」の実績有り	1.0点
		「2回以上5回未満」かつ「各年度1回以上」の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>オ 企業の施工実績</p> <p>同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p><b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b></p>	1.0点	<b>【同種工事】</b> 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	1.0点
		<b>【類似工事】</b> 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>カ 配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p><b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b></p>	1.0点	<b>【同種工事】</b> 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り	1.0点
		<b>【類似工事】</b> 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り	0.5点
		上記以外	0点

<p>キ 女性又は若手技術者の配置</p> <p>当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上継続して雇用関係がある者とする。</p>	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する女性又は若手技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		女性又は若手技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		女性又は若手技術者の配置無し	0点
合 計	10点		



(2) 市外業者を含め入札参加者とする場合

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>ア 工事成績評定</p> <p>過去の工事成績評点（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）の平均点により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までに完成したつくば市発注の全ての〇〇工事とする。</p> <p><b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b></p>	3.0点	82点以上	3.0点
		81点以上82点未満	2.5点
		80点以上81点未満	2.0点
		79点以上80点未満	1.5点
		78点以上79点未満	1.0点
		78点未満又は評価対象工事無し	0点
<p>イ 優良工事の受賞</p> <p>直前5年度間における国、茨城県又はつくば市の建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。</p> <p>評価の対象は〇〇年度から〇〇年度までにおける受賞とする。</p>	2.0点	4回以上の受賞有り	2.0点
		3回の受賞有り	1.5点
		2回の受賞有り	1.0点
		1回の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点
<p>ウ 災害協定締結の有無</p> <p>参加申請の締結日現在におけるつくば市との災害時の応急対策活動協定の締結の有無で評価する。</p> <p>当該事業者がつくば市と応急対策活動協定を締結した団体の会員であることを確認できる場合とする。</p>	1.0点	協定の締結有り	1.0点
		協定の締結無し	0点

<p>エ 地域活動（ボランティア）の実績</p> <p>つくば市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、〇〇年度及び〇〇年度において実績のある場合で、国、茨城県又はつくば市が管理する社会資本（道路、水路、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。</p> <p>ただし、つくば市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。</p>	1.0点	「5回以上」かつ「各年度1回以上」の実績有り	1.0点
		「2回以上5回未満」かつ「各年度1回以上」の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
<p>オ 企業の施工実績</p> <p>同種工事又は類似工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p><b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b></p>	1.0点	<b>【同種工事】</b> 同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	1.0点
		<b>【類似工事】</b> 同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点

<p>カ 配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種工事又は類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成したCORINS登録済の公共工事とする。</p> <p><b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b></p>	1.0点	<p><b>【同種工事】</b></p> <p>同一契約内で〇〇以上の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り</p>	1.0点
		<p><b>【類似工事】</b></p> <p>同一契約内で〇〇以上〇〇未満の〇〇工を含む〇〇工事の経験有り</p>	0.5点
		上記以外	0点
<p>キ 女性又は若手技術者の配置</p> <p>当該工事における主任（監理）技術者又は現場代理人として女性又は若手技術者の配置の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、女性技術者又は入札公告日時点で35歳未満の若手技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上継続して雇用関係がある者とする。</p>	1.0点	<p>当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する女性又は若手技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り</p>	1.0点
		<p>女性又は若手技術者を現場代理人に配置有り</p>	0.5点
		<p>女性又は若手技術者の配置無し</p>	0点
<p>ク 地域内拠点の有無</p> <p>つくば市内に本店又は支店等（建設業法に基づく営業所に限る。）を置き、2年以上経過している場合に評価する。</p>	1.0点	<p>つくば市内に本店を有する</p>	1.0点
		<p>つくば市内に支店等を有する</p>	0.5点
		<p>上記以外</p>	0点
合 計	11点		

## 6 学識経験者からの意見聴取

### (1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

### (2) 意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

また、当該意見聴取の際に、開札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くこととする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (3) 意見聴取の時期

落札者決定基準については、入札審査委員会において当該項目に関する審査を行う前に意見聴取を行う。

落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、開札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行う。

### (4) 意見聴取の方法

① 2名以上の学識経験者より意見聴取を行うものとする。

② 総合評価方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、WEB会議形式により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、会議形式、個別面談、電子メール等の通信手段により行うものとする。

なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により聴くこともできるものとする。

③ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファックス、電子メール等の通信手段により行うこととする。

④ 会議形式により意見を聴く場合の役割分担は以下のとおりとする。

責任者 総務部契約検査課長

庶務 契約検査課

説明 工事主管課

⑤ 個別面談又はWEB会議システム、電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて意見を聴く場合には、上記会議形式の際の役割分担を参考に、契約検査課、工事主管課の職員にて対応する。

## 7 自己採点方式における審査・評価方法

### (1) 審査・評価方法について

審査にあたっては、自己評点と入札結果から算出した、仮の評価値が最も高い者から順に、提出された評価資料について審査を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、そのほかの仮の評価値が低い者の評価資料については、審査・評価を行わない。

なお、評価項目毎の評価点は、自己評点の根拠（評価資料及び添付資料）の確認の可否に応じて次のとおりとする。

- ① 自己評点の根拠が、技資料及び添付資料（発注者が求めた追加資料を含む）から確認出来ない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- ② 評価資料及び添付資料から確認出来る場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点とする。  
[自己評点の過大評価 ⇒ 評価点：本来の評価点]
- ③ 評価資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評点どおりとする。  
[自己評点の過小評価 ⇒ 評価点：自己評点]

### (2) 自己採点方式におけるくじについて

- ① 自己評点と入札結果から算出した仮の評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじを行う前にその仮の評価値が同じ者の評価資料をいずれも審査して評価値を算出する。その結果、それでも最も高い評価値の者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。

なお、評価値の算出にあたって、小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は小数点第4位以下の評価値を算出する。

- ② 仮の評価値が最も高い者の評価資料を審査した結果、評価値に変動があり、評価値が最も高い者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定する。

### (3) 複数の案件を発注する場合の落札者の決定方法について

複数の案件を自己採点方式で発注する場合は、先行して開札した工事の落札候補者の決定を待たず、仮の落札候補者（仮の評価値で1位となった者）が決定した時点で、2件目以降の工事の開札を行い、開札後に仮の落札候補者の評価値の算定を行う。

なお、2件目以降の落札候補者の決定については、先行する工事の落札候補者が決定した後に行うこととする。

## 8 評価内容の担保

### (1) 評価内容の担保

総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術者等の配置計画（以下、「計画等」という。）は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置において、入札公告や特記仕様書に明記する。

### (2) ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点等）

計画等どおりの履行が為されなかった場合は、下記表のとおり工事成績評定点を減ずる措置等を行う。ただし、落札者決定に反映された技術者等と同等以上の評価点（それぞれの評価項目ごとの評価点が同等以上の評価点である場合に限る。）の技術者等に変更した場合は除く。

工事成績評定点の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点を減点する。（下記表にある評価項目の評定点の減点が合計8点以上となった場合であっても8点を上限とした減点とする。）

なお、計画等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

評価項目	工事成績評定点の減点
配置予定技術者の配置	－3点
女性又は若手技術者の配置	－3点
登録基幹技能者の配置	－3点

## 9 低入札価格調査制度の適用

つくば市においては、ダンピング対策として最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用してきたところであるが、総合評価方式に関しては地方自治法等における最低制限価格を適用できる法的根拠が無いことから、総合評価方式を実施する際のダンピング対策としては、工事金額等に係わらず低入札価格調査制度を適用する。

## 10 入札情報の公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

### (1) 入札公告等

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

#### ① 総合評価方式の適用の旨

- ② 入札参加資格
- ③ 評価項目、評価基準及びその得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

**(2) 落札者決定後**

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 各入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

**(3) 苦情申し立て等への対応**

入札参加者より入札又は評価資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。